

法務局職員の増員に関する意見書

法務局（登記所）の所掌事務は、近年における社会経済情勢の変化に伴い増大の一途をたどり、高水準を維持している登記申請事件も、今後の都市再開発や不良債権処理を含む構造改革の実施、景気回復に向けた諸政策によりさらに一層の増加が予測されている。

このような状況にあって、職員の絶対数が不足しているため業務の遅滞に抜本的対策がとれず、業務の下請や恒常的臨時職員の採用などによって業務を処理しているという変則的な状態に陥っている。

また、土地や建物についてのトラブルや相続問題等登記に関する相談事件が急増傾向にあるが、それに対する専門の職員配置がほとんどできない現状にあり、多くの職場で国民の期待する行政サービスの維持すら困難となっている。

このようなことから、国会において、「『法務局』『更生保護官署』『入国管理官署』『少年院施設』の大幅増員に関する請願」が昭和55年から25年間にわたり連続して全会派一致で採択されたものと思料するが、いまだ依然として見るべき改善が図られていない状況にある。

よって、国においては、法務局の所掌に係る行政事務の適正、迅速な処理、及び国民の期待する行政サービスの充実強化、並びに職員の労働条件の改善を図るため、法務局職員の増員を実現するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月21日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
法務大臣	南	野	知恵子	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様